

4. 補足説明

当社における社外取締役の独立性基準は以下のとおりです。

当社は、当社の社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しないと判断する場合には、独立性を有するものと判断する。

1. 現在または直近10年間に於いて、当社または当社の子会社（以下、「グループ各社」という。）の業務執行者(*1)であった者
 2. 現在または直近3事業年度に於いて、以下の項目に該当する者
 - (1) グループ各社の主要な取引先の関係(*2)にある者またはその業務執行者
 - (2) グループ各社の主要な借入先(*3)またはその業務執行者
 - (3) 当社の大株主(*4)（当該大株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者である者）
 - (4) グループ各社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(*5)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
 - (5) グループ各社の会計監査人である監査法人に所属する者
 - (6) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
 - (7) グループ各社から多額の寄付または助成(*6)を受けている者またはその業務執行者
 3. 上記1、2のいずれかの項目に該当する者の配偶者または2親等以内の親族
 4. 当社の社外取締役としての通算在任期間が10年を超える者
- (注)
- *1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務を執行する取締役、執行役、執行役員、支配人、その他の使用人を含む。
 - *2 主要な取引先の関係とは、直近3事業年度に於いて、グループ各社との取引額の合計が、当社または取引先（その親会社および重要な子会社を含む）のいずれかにおいて連結売上高の2%以上（直近3事業年度平均）を占める場合をいう。
 - *3 主要な借入先とは、直近3事業年度末日に於いて、グループ各社による借入額の合計が、連結総資産の2%以上（直近3事業年度平均）を占める場合をいう。
 - *4 大株主とは、直接または間接的に総議決権の10%以上を保有する者をいう。
 - *5 多額の金銭その他の財産とは、年間1,000万円以上をいう。
 - *6 多額の寄付または助成とは、年間1,000万円以上をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。